

USPTO 財政安定化法案が下院に提出される  
—USPTO の料金設定権限付与や料金ダイバージョンの廃止など幅広く盛り込まれる—

2010年5月19日  
JETRO NY 中楨、横田

コンヤーズ下院司法委員長(民、ミシガン)、及びスミス同ランキング委員(共、テキサス)は、18日、「USPTO財政安定化法案(Patent and Trademark Office Funding Stabilization Act of 2010):HR5322<sup>1</sup>」を上程したと発表した<sup>2</sup>。

同法案は、昨今の米国特許商標庁(USPTO)の財政の在り方を巡る議論を受けて提出されたもの。USPTOの財政については、従来から米産業界が料金ダイバージョンの廃止<sup>3</sup>を求めているが、最近では、増加傾向にある未審査案件の滞貨解消(審査期間短縮)や特許品質の向上に向けた取組(審査官増員、IT環境の整備等)に必要なリソース確保が課題となっている。また、09年度には、経済情勢の急激な悪化に伴って特許出願件数及び特許維持件数が減少し、特許関連収入が減少に転じたことにより、財政難が深刻化し、組織運営に対する大きな懸念事項となっている<sup>4</sup>。

政府・議会は、かかる状況に対処するためにはUSPTOに十分な資金活用を可能とする手段が必須であるとして、特許改革法案にUSPTOの料金設定権限付与<sup>5</sup>を盛り込むとともに、11年度大統領予算教書において暫定的な特許関係料金の15%引上げを求めている。また、今月5日には、下院司法委員会において「USPTOの管理・運営に関する公聴会」が開催され、USPTOへの料金設定権限付与や料金ダイバージョンの廃止等についてカッポス長官をはじめとした証人からの意見聴取が行われたところ<sup>6</sup>。

今般の法案は、特許改革法案からは独立した法案として、USPTOの財政に関する項目を包括的にパッケージした形になっている。法案の主な項目は以下のとおり。

- USPTOの料金設定権限付与(第3条<sup>7</sup>)
- 極小規模事業体(micro entity)<sup>8</sup>に対する料金の75%減額(第3条)

<sup>1</sup> <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:h5322:>

<sup>2</sup> プレスリリース: <http://judiciary.house.gov/news/100518.html>

<sup>3</sup> USPTOが徴収した料金の一般会計への繰り入れ。米産業界はこれを「隠れたイノベーション税」として強く反発。

<sup>4</sup> USPTOは料金収入予測のもと、議会(歳出法)においてUSPTOの歳出予算額が決められ、料金収入が歳出予算額を下回った場合、実際の収入額まで歳出額が減額、逆に、料金収入が歳出予算額を超過した場合でも、特別な規定がないかぎり歳出予算額までしか支出できない。090807【米国IP情報】USPTOの特許関連収入不足に対する救済法案(HR3114)が成立 参照

<sup>5</sup> 特許関係料金は議会によって決められるが、それをUSPTO長官が決定できるように権限を移管するもの。

<sup>6</sup> 下院司法委員会公聴会: [http://judiciary.house.gov/hearings/hear\\_100505.html](http://judiciary.house.gov/hearings/hear_100505.html)

<sup>7</sup> 第3条は施行から10年間の時限規定。

<sup>8</sup> 定義は同法案第3条(f)。3月4日に発表された上院版特許改革法案の修正版にも同様の規定あり。100305【米国IP情報】上院司法委員会有力議員が特許改革法案2009(S515)の修正案を公表 参照

- 料金ダイバージョンの廃止(第4条)。具体的には、USPTOの政府支出金口座を廃止し、回転資金ファンド(revolving fund)としてUSPTO公共企業体ファンド(United States Patent and Trademark Office Public Enterprise Fund)を新設。本ファンドにて料金収入の全てを管理し、USPTOは年度に捉われることなく全収入額を支出可能とする
- 暫定的な特許関係料金の15%引上げ(surcharge)<sup>9</sup>

米産業界や法曹界は、料金ダイバージョンの廃止については従前から求めていたものであり支持しているが、USPTOの料金設定権限付与には反対の声が根強い。コンヤーズ上院司法委員長らは、プレスリリース<sup>10</sup>にあるとおり、当初USPTOの料金設定権限付与のみを規定した法案を準備していたが、米産業界や法曹界による相次ぐ反対表明を受けてこれを撤回し、料金ダイバージョン廃止等とパッケージにした今般の法案を準備した経緯がある<sup>11</sup>。なお、暫定的な特許関係料金の引上げについては、USPTOの収入増により特許審査期間が短縮される等の効果があればユーザーにとってメリットがあるため、一定の理解が示されている。

前述のようにUSPTOの料金設定権限付与は特許改革法案に含まれている規定であるが、特許改革法案の審議停滞を受けて、独立した法案として別個に提出されたことになる。コンヤーズ下院司法委員長は、プレスリリースにおいて、今般の法案提出は上院の特許改革法案審議に影響を与える意図はなく、今議会での特許改革法案成立に楽観的であるとの断わりを入れているが、特許改革法案の審議に与える影響は皆無とは言えず、モメンタムの低下も懸念される。

なお、現時点で法案の審議日程は不明であるが、当地法曹界の複数の有識者にヒアリングしたところ、今般法案の成立可能性は高いとの見解で一致していた。

(了)

---

<sup>9</sup> 適用期間は、法施行日の10日後から11年9月30日まで。

<sup>10</sup> 脚注1参照。

<sup>11</sup> 14日の時点で翌週18日の本会議における対象法案に挙げられており(審議日程)、料金設定権限付与のみを規定した法案(Patent and Trademark Office Fee Modernization Act of 2010)が出される見込みであったが、産業界等の反対を受け(IPO(米国知的財産権者協会)反対声明、Coalition for 21<sup>st</sup> Century Patent Reform 反対声明等)、直前の17日夜に撤回され、今般(18日)の包括的法案発表となった。